

おいでんか松山観光客誘致促進事業（受注型企画旅行）実施要項（令和6年度）

（目的）

第1条 この要項は、（公財）松山観光コンベンション協会（以下「当協会」という。）が、その予算内で、受注型企画旅行により松山市内への送客を行う旅行会社を通じて、その経費の一部を助成することにより、松山市への誘客促進を図ることを目的とする。

（助成申請者）

第2条 旅行業法（昭和27年法律239号）第3条の規定に基づく旅行業登録を受けている旅行会社とする。

（助成期間）

第3条 旅行の出発日が令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までであること。

（助成要件）

第4条 以下の要件を全て満たす受注型企画旅行であること。

- （1）松山市内に1泊以上する旅行であること。
 - （2）松山市内の有料観光施設又はイベント（プロスポーツ観戦）1箇所以上を旅程に含むもの。
 - （3）最少催行人数は10名以上（乗務員・添乗員等は参加人数から除く）であること。
 - （4）「学校行事として実施する旅行」、「国、地方自治体、公的団体が実施する会議、研修旅行」、「宗教活動、政治活動を目的とした旅行」でないこと。
 - （5）本助成金を旅行者に還元し、旅行者の負担を軽減しているもの。
- ※ 他の助成制度との併用も認めるが、松山市の助成制度との併用は認めない。

（助成対象経費）

第5条 助成の対象経費は、旅行者が移動で使用するバス等の車両及び船舶に係る経費とする。

- 2 申請の先着順に助成し、事業予算を超えた場合は終了する。

（助成額）

第6条 1申請につき30,000円を助成基準額とし、助成期間中、同一申請者につき300,000円を限度とし複数回申請できるものとする。

ただし、1申請につき、助成対象経費の2分の1を上限とする。（千円未満切り捨て）

（助成金の加算）

第7条 別表1 各種加算額の対象要件に該当する場合は、前条の助成基準額に加算できる。

（助成金の申請手続き等）

第8条 申請者は、助成金申請書（様式第1号）および以下の関係書類を不足、記載不備等なく、

出発の14日前までに郵送、メール、FAXで当協会に提出するものとする。

①旅行行程表

※第7条 別表1の各種加算額の対象要件に該当する場合は、明記すること。

②バス等の車両の見積り（写）または運送引受書（写）、及び船舶の見積り（写）

2 当協会は、前項により提出のあった助成金申請書等を補完するために必要な情報について、申請者等に対して追加の資料提出を求めることができる。

（実績報告）

第9条 申請者は実績報告書（様式第2号）及び次に掲げる書類を、旅行終了後20日以内に提出しなければならない。

①実施時の旅行行程表

※第7条 別表1の各種加算額の対象要件に該当する場合は、明記すること。

②バス等の車両及び船舶の請求書（写）又はクーポン（写）

③旅行者への旅行代金の請求書（写）

（請求金額及び内訳がわかるもので、内訳には助成金の還元について記載のあるもの）

（変更・中止）

第10条 申請者は、旅程の変更等に伴い助成要件を満たさなくなった場合は、すみやかに変更・中止申請書（様式第3号）を当協会に提出しなければならない。

（助成金交付決定）

第11条 当協会は、前条の書類を審査し、適当と認めるときは助成金の交付の決定、及び助成金額の確定をし、速やかに交付決定通知書を申請者に送付する。

（助成金の支払い）

第12条 申請者は前条の通知があった場合は、請求書を当協会に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第13条 当協会は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金交付の決定を取り消し、または変更することがある。この場合において、既に助成金が交付されているときは、その全部または一部の返還を命ずることがある。

（1）本要項の助成金交付の条件に違反したとき。

（2）本要項により、当協会に提出した書類に偽りの記載があったとき。

（3）その他助成金の交付において、不正の行為があったとき。

（助成金の返還）

第14条 当協会は、前条による助成金の交付決定の変更、交付決定の全部または一部の取消によって助成金の額が減額したときは、交付した助成金のうち減額分について、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 本要項に定めのない事項については、当協会が別に定める。

附則

本要項は、平成25年10月1日から施行し、適用する。

本要項は、平成26年10月1日から施行し、適用する。

本要項は、平成27年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、平成28年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、平成29年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、平成30年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、平成31年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、令和2年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、令和3年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、令和3年8月1日から施行し、適用する。

本要項は、令和4年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、令和4年10月11日から施行し、適用する。

本要項は、令和5年4月1日から施行し、適用する。

本要項は、令和5年5月8日から施行し、適用する。

本要項は、令和6年4月1日から施行し、適用する。

別表1 各種加算額

| 加算番号 | 対象要件 | 加算額 |
|------|--|----------|
| 1 | (公財) 松山観光コンベンション協会賛助会員の施設利用が旅程に含まれるもの。 | 20,000 円 |
| 2 | (公財) 松山観光コンベンション協会賛助会員のバス等の車両を利用する場合 | 30,000 円 |
| 3 | 松山市内の観光施設又はイベント 3 箇所以上を旅程に含むもの。 なお、①東温市・砥部町の観光施設、②プロスポーツ、③中予地域(松山市、東温市、伊予市、砥部町、松前町、久万高原町)の産業施設等の視察、④松山の名産品に関連のある旅程も認める。 | 20,000 円 |

おいでんか松山観光客誘致促進事業（受注型企画旅行）（令和6年度）
実施要項に関する Q&A

質問内容一覧

| 質問番号 | 質問内容 | 関連条項 | ページ |
|-------|--|------|-----|
| Q 1. | この受注型企画旅行への助成金制度の対象は、どのような旅行なのか。 | 共通 | 1 |
| Q 2. | 助成要件では、松山市内に1泊以上とあるが、どのような宿泊施設が対象になるのか。 | 第4条 | 1 |
| Q 3. | 「松山市内の有料観光施設」とはどこか。 | 第4条 | 1 |
| Q 4. | 「プロスポーツ観戦」の対象はどういったものか。 | 第4条 | 1 |
| Q 5. | 松山市内に1泊すれば、他市・他県の観光地を含む行程でも対象になるのか？ | 第4条 | 1 |
| Q 6. | 他の助成制度等と併用は可能か。 | 第4条 | 1 |
| Q 7. | 同一申請者とは、どのような取扱いなのか。 | 第5条 | 1 |
| Q 8. | 1申請につき助成基準額は3万円とあるが、1申請につき、必ず3万円の助成を受けられるのか。 | 第6条 | 1 |
| Q 9. | 助成基準額への加算とは何か。 | 第7条 | 2 |
| Q 10. | 加算番号1及び2の（公財）松山観光コンベンション協会賛助会員はどのように確認できるのか。 | 第7条 | 2 |
| Q 11. | 加算番号2の「松山市内の観光施設又はイベント3箇所以上」とはどこか。 | 第7条 | 2 |
| Q 12. | 申請書（様式第1号）と一緒に提出する書類は何か。 | 第8条 | 3 |
| Q 13. | 助成期間中は提出された申請を全て受け付けするのか。また、必ず14日前までに申請書類を提出しなければならないのか。 | 第8条 | 3 |
| Q 14. | 申請書はどのように提出するのか。 | 第8条 | 3 |
| Q 15. | 助成金申請書（様式第1号）を提出後、旅行内容の変更や中止があった場合はどうするのか。 | 第10条 | 3 |
| Q 16. | 様式第1号、様式第2号、様式第3号、メールアドレス・FAX番号登録書は支店長名で申請するのか。また、申請書類等には支店長の押印が必要なのか。 | 共通 | 4 |
| Q 17. | 実績報告時の提出書類である「旅行者への旅行代金の請求書（写）」では、何を確認するのか。 | 第9条 | 4 |
| Q 18. | この要項の施行日である4月1日から14日以内の4月上旬に旅行へ出発するため、要項に定める14日前に申請書一式を提出することが困難である。助成を受けることができないのか。 | 共通 | 4 |

Q 1. この受注型企画旅行への助成金制度の対象は、どのような旅行なのか。(共通)

▶受注型の団体旅行が助成の対象です。

募集型の団体旅行である「添乗員付」や「エスコート型」と呼ばれる旅行は対象外です。

加えて、修学旅行やスポーツ合宿・コンベンションに参加の団体旅行および「旅行にご招待など」のキャンペーン企画を通じた募集型の旅行に類似した団体旅行も同じく対象外です。

Q 2. 助成要件では、松山市内に1泊以上とあるが、どのような宿泊施設が対象になるのか。(第4条)

▶宿泊は、松山市内の民営の旅館・ホテルを対象とし、キャンプ場やそれらに類する施設、市、県など自治体が運営する宿泊施設は対象外です。

Q 3. 「松山市内の有料観光施設」とはどこか。(第4条)

▶有料観光施設とは、松山城・道後温泉本館・道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・坂の上の雲ミュージアム・松山市立子規記念博物館をはじめとする有料の観光施設のことです。

ただし、有料施設内の無料エリアのみ訪問した場合、車窓からの見学のみ場合は、助成要件に該当しません。

Q 4. 「プロスポーツ観戦」の対象はどういったものか。(第4条)

▶松山市内で開催されるプロスポーツの公式戦(野球・サッカー・バスケットボール・バレーボール等)が対象です。松山市内で開催する、J3リーグ「愛媛FCの公式戦」や四国アイランドリーグplus「愛媛マンダリンパイレーツの公式戦」、B.LEAGUE B2「愛媛オレンジバイキングスの公式戦」なども含まれます。

Q 5. 松山市内に1泊すれば、他市・他県の観光地を含む行程でも対象になるのか？(第4条)

▶助成要件を満たせば、行程に他市・他県の観光地が含まれている旅行も申請可能です。

Q 6. 他の助成制度等と併用は可能か。(第4条)

▶国や都道府県等による他の助成や補助金制度を利用する場合にも、当制度の助成対象となります。ただし、松山市の助成や補助金制度との併用はできません。

また、利用される他の助成や補助金制度が、当制度との併用を認めていない場合もありますので、ご注意ください。

Q 7. 同一申請者とは、どのような取扱いなのか。(第5条)

▶同じ旅行会社でも支店が異なる場合は、それぞれの支店を個別の申請者として取扱います。

Q 8. 1申請につき助成基準額は3万円とあるが、1申請につき、必ず3万円の助成を受けられるのか。(第6条)

▶1申請につき助成基準額は3万円となっていますが、バス等の車両、もしくは船舶利用の金額の2分の1を上限とさせていただきます。(千円未満は切り捨てとします。)

Q 9. 助成基準額への加算とは何か。(第7条)

- ▶「別表1 各種加算額」の1～3にある「対象要件」に該当する場合には、1～3の加算額を、助成基準額に加算することができます。
ただし、1申請につき、バス等の車両、もしくは船舶利用の金額の2分の1を上限とさせていただきます。(千円未満切り捨て)

Q 10. 加算番号1及び2の(公財)松山観光コンベンション協会賛助会員はどのように確認できるのか。(第7条)

- ▶「別表1 各種加算額」の1及び2にある(公財)松山観光コンベンション協会賛助会員は、下記URLよりご確認いただけます。

<https://www.mcvb.jp/profile/members.html>

または、松山観光コンベンション協会トップページ⇒お役立ち情報⇒賛助会員紹介からお進みください。

個別の施設やバス会社等ではなく、業界団体(例:愛媛ホテル協会、松山ホテル協会、道後温泉旅館協同組合、愛媛県バス協会等)で加入している場合もありますので、ご注意ください。

ご不明な場合はお問い合わせください。

賛助会員の施設利用が旅程に含まれる場合は、20,000円を加算できます。

賛助会員のバス等の車両を利用する場合は、30,000円を加算できます。

Q 11. 加算番号3の「松山市内の観光施設又はイベント3箇所以上」とはどこか。(第7条)

- ▶3箇所以上のうち1箇所以上は、第4条にある「松山市内の有料観光施設又はイベント(プロスポーツ観戦)」を旅程に含むことが必要です。(Q3. 参照)

残りの2箇所以上は、松山城・道後温泉本館・道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・坂の上の雲ミュージアム・松山市立子規記念博物館をはじめとする有料施設のほか、石手寺、太山寺、伊佐爾波神社などの神社仏閣、庚申庵、一草庵など入場無料の施設を含みます。

イベントとは、松山市内で開催されるイベント・まつりなどを指します。

3箇所以上のうちの1箇所に限り、①東温市、砥部町の観光施設 ②プロスポーツ観戦 ③中予地域(松山市、東温市、伊予市、砥部町、松前町、久万高原町)の産業施設等の視察 ④松山の名産品に関連のある旅程に代えることができます。

③の産業施設等の視察とは、中予地域(松山市、東温市、伊予市、砥部町、松前町、久万高原町)にある企業等を訪問し、内部見学を伴う視察を指します。

④の松山の名産品に関連のある旅程とは、松山の名産品や農林水産物について学んだり、体験したり、購入機会を設けるなど、名産品等自体が旅の目的となる行程としてください。

①～④の旅程で車窓からの見学のみ場合は、助成要件に該当しません。

松山市内の観光施設又はイベント3箇所以上を旅程に含んだ場合には、20,000円を加算できます。

Q 1 2. 申請書（様式第 1 号）と一緒に提出する書類は何か。（第 8 条）

▶申請時には、①申請書（様式第 1 号【受注型改定版】）、②旅行行程表③バス等の車両の見積り（写）または運送引受書（写）、及び船舶等の見積り（写）をご提出いただきます。
バス等の車両に関しては、貸切バス会社等が発行する「見積書（写）」、または全ての貸切バス運送について法令により作成・交付・保存が義務付けされている貸切バス会社発行の「運送引受書（写）」をご提出いただければ、バス会社の見積書（写）に代わるものとして取り扱います。

Q 1 3. 助成期間中は提出された申請を全て受け付けするのか。

また、必ず 14 日前までに申請書類を提出しなければならないのか。（第 8 条）

▶助成金申請書と関係書類は提出された順に受け付けますが、事業予算を超えた時点で受け付けを終了します。

また、万一、提出書類の不足や、記載の不備等がある場合は受け付けできません。

全ての書類を不足、記載不備等なく、旅行出発の 14 日前までに提出することとしていますので、修正にかかる日数も考慮に入れ、余裕をもってご提出をお願いします。

Q 1 4. 申請書はどのように提出するのか。（第 8 条）

▶提出方法には、3 通りの方法があります。最初から最後まで同じ提出方法で統一してください。各提出方法の流れをチェックシート (<https://www.mcvb.jp/oyakudachi/joseiseido2.html>) にまとめていますので、ご確認ください。

①郵送

助成金申請書（様式第 1 号）および関係書類を不足、記載不備等なく、出発の 14 日前までに郵送にて提出してください。

②メール

申請書一式を提出する前に「メールアドレス・FAX 番号登録書」を郵送にて提出する必要があります。

申請書一式を提出するまでに、登録書の提出、協会より登録書受理の連絡が完了している必要がありますので、ご注意ください。

③FAX

申請書一式を提出する前に「メールアドレス・FAX 番号登録書」を郵送にて提出する必要があります。

申請書一式を提出するまでに、登録書の提出、協会より登録書受理の連絡が完了している必要がありますので、ご注意ください。

Q 1 5. 助成金申請書（様式第 1 号）を提出後、旅行内容の変更や中止があった場合はどうするのか。（第 10 条）

▶旅行の中止、または内容の大幅な変更がある場合は、変更・中止届（様式第 3 号）に必要事項を記入の上、当協会が指示する関係書類等を必ずご提出いただきます。

ご不明の場合は、事前にお問い合わせください。

Q16. 様式第1号、様式第2号、様式第3号、メールアドレス・FAX 番号登録書は支店長名で申請するのか。また、申請書類等には支店長の押印が必要なのか。(共通)

▶申請書類は、旅行会社又はその支店の代表者名で申請する必要があります。

印鑑については、押印の見直しにより、押印を省略することが可能です。

押印を省略される場合には、押印省略の場合の様式を使用してください。

押印する場合には、**代表者印(支店長印)**又は**社印(支店印)と代表者の認印(シャチハタ印は不可)**

でご申請ください。

なお、申請書(様式第1号【受注型改定版】)～請求書に押印する印鑑は、一貫して同じ印を押印してください。

また、**社印(支店印)と代表者の認印(シャチハタ印は不可)**を押印する場合、それぞれの印影が重ならないようにご注意ください。

ご不明の場合は、事前にお問い合わせください。原本を郵送していただく前に、FAX・メール(oidenka@mcvb.jp)にて内容の確認を受け付けることも可能です。

Q17. 実績報告時の提出書類である「旅行者への旅行代金の請求書(写)」では、何を確認するのか。(第9条)

▶要項に規定する「助成金を旅行者に還元し、負担を軽減している」ことを確認させていただくため、請求書の内訳に助成金分の割引が記載されていることを確認します。

Q18. この要項の施行日である4月1日から14日以内の4月上旬に旅行へ出発するため、要項に定める14日前に申請書一式を提出することが困難である。助成を受けることができないのか。(共通)

▶問い合わせ先にご連絡ください。

(松山観光コンベンション協会 おいでんか松山担当 TEL:089-935-6711)